

安全運転管理者等の届出のしかた

- ◎ 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任した場合は、選任した日から15日以内に公安委員会（事業所を管轄する警察署）に届出をしてください。
- ※ 安全運転管理者制度は道路交通法で選任届出が義務づけられており、選任しなかったり届出を怠ったりすると処罰されます。
- 道路交通法第74条の3第1項及び第4項については、第119条の2、第123条
 道路交通法第74条の3第5項については、第120条第2項第3号、第123条
- ◎ 届出に必要な書類

		安全運転管理者		副安全運転管理者			部数	様式・発行
		運転管理経験 2年以上	左記に 該当しない者	運転管理経験 1年以上	運転経験 3年以上	左記に 該当しない者		
①	安全運転管理者届出書	○	○				2部	警察署
②	副安全運転管理者届出書			○	○	○	2部	
③	履歴書	○	○	○	○	○	2部	
④	運転管理経歴書	○		○			2部	
⑤	運転経歴書				○		2部	
⑥	能力認定書(写)		○			○	2部	コピー
⑦	運転免許証等の写し				○		2部	
⑧	住民票の写し又は運転免許証等の写し	○	○	○		○	1部	市町村役場等
⑨	運転記録証明書	○	○	○	○	○	1部	自動車安全運転センター

- ※1 運転免許証等とは、運転免許証又はマイナ免許証をさします。
- ※2 2部必要なものについては1部コピーを可とします。

○ 書類記入の注意事項

	記入方法及び注意点
履歴書	- 学歴は、最終校のみの記入で結構です。 - 職歴には、解任命令による解任の有無も含めて記入してください。 - 賞罰には、交通事故、交通違反による処罰の有無も記入してください。
運転管理経歴書	- 管理業務の内容は、職名や業務内容を具体的に記載してください。（例：総務課長として運転者・従業員に対して、安全運転を指導監督した。） - 当該経歴書は、使用者（事業主等）が証明してください。
運転経歴書	- 副安全運転管理者で、運転の管理経験が1年以上ない方が提出してください。 - 記載例 自動車の種別（普通乗用車、大型貨物車等） 使用目的（通勤、営業、配達等） - 当該経歴書は、使用者（事業主等）が証明してください。
運転免許証等の写し	副安全運転管理者で、運転の管理経験が1年以上ない方が提出してください。
能力認定書(写)	- 安全運転管理者及び副安全運転管理者になろうとする方が、それぞれに示す要件（安全運手管理者の場合～2年以上の運転管理の実務経験を有する。公安委員会の行う教習を終了し1年以上の運転管理の実務経験を有する。副安全運転管理者の場合～1年以上の運転管理の実務経験を有する。3年以上の自動車の運転経験を有する。）がない場合に提出してください。 能力認定申請は、安全運転管理者等の届出を行う前（事前）に行ってください。
住民票の写し又は運転免許証等の写し	- 住民票の写しにあっては選任日前6か月以内に発行されたもの。 - 居住証明 単身赴任などにより、現住所と住民票又は運転免許証等の住所地が異なっている場合、住民票の写し又は運転免許証等の写しと使用者による居住証明（様式任意）を添付してください。
運転記録証明書	自動車安全運転センターの発行の「3年間」又は「5年間」のもので、選任日前1か月以内に発行されたもの。